

i-ビルイベント 利用者規約

第1条(目的)

尾張一宮駅前ビル(i-ビル)において指定管理者 トヨタエンタプライズ・アイシー共同事業体(以下「当方」)が行う講座、ワークショップ、講演会などのi-ビルイベント(以下「当サービス」)を円滑に運営するために定めるものとします。

第2条(利用資格)

当サービスの利用資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1)当サービスへの申込登録を行った方。
- (2)本利用者規約に同意した方。
- (3)申込の講座の利用に堪え得る健康状態である方。
- (4)伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- (5)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者)の関係者でない方。
- (6)過去に当サービスご利用のお断りの通告を受けていない方。

第3条(利用料)

利用料は募集に定める参加費に従って、事前決済をしていただきます。事前決済は、当サービスウェブサイトの予約ページより行っていただきます。

第4条(キャンセル・返金)

1. 講座日を含む7日前からのキャンセルのご返金はできません。
(例:講座初回日が4月7日の場合、4月1日から返金不可)
2. 講座が最低人数に満たない場合など不成立の場合の利用料は、全額ご返金いたします。
3. 講師の病気、天災などその他やむを得ない事情がある場合には、中止が決定した段階で利用者にこれを通知し、利用料は全額ご返金いたします。

第5条(施設内諸規則の遵守)

利用者は、当サービスの利用にあたり、本利用者規約及び施設内諸規則を遵守

し、講師及び施設スタッフの指示に従うものとします。また、当施設内の秩序を乱す行為は禁止といたします。

第6条(禁止事項)

利用者は、当サービスにおいて次の行為を禁止といたします。

- (1)他の利用者や講師及び施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2)他の利用者や講師及び施設スタッフに対する、暴力行為、威嚇行為、迷惑行為、危険な行為、ハラスメント行為。
- (3)当サービスの用具、器具、備品の損壊や持ち出す行為。
- (4)他の利用者や講師及び施設スタッフへの待ち伏せ、尾行、ストーカー、法令や公序良俗に反する行為。
- (5)刃物、火器、薬品など危険物及び動物を当サービス内へ持ち込む行為。
- (6)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名活動等の行為。
- (7)当サービス敷地内における飲酒及び喫煙行為。
- (8)個人情報の漏えい。
- (9)サービス提供の妨害やシステムの破壊など、業務運営に支障を生じさせ、不利益・損害につながる行為。
- (10)利用手続きにおける虚偽申告。

第7条(損害賠償責任免責)

1. 利用者が当サービスの利用中、利用者が受けた損害に対して、当方は施設に故意又は過失がある場合を除き、当該損害に対する一切の責任を負いません。「トレーニング時の怪我が心配」という方は、公益財団法人スポーツ安全協会などの保険をご活用ください。なお任意保険のため、利用者各自にてご加入ください。
2. 利用者が第三者との間に生じた係争やトラブルについて、当方は一切関与いたしません。
3. 当方からの重要事項等のご連絡をiビルウェブサイトへの掲載、又は利用者から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールの送信をもって告知した場合、利用者の確認不備により利用者が被った損害に関しては、当方は当該損害に対する一切の責任を負いません。

第8条(利用者の損害賠償責任)

利用者は、当サービスを利用中、利用者の責に帰すべき事由により、本施設または第三者に損害を与えたときは、その利用者が当該損害に関する責を負うものとします。

第9条(施設の閉鎖・休業)

当方は、次の各号のいずれかにより、当サービスの利用が困難または施設の利用をすべきではないと判断するときは、当サービスの全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

- (1)天災地変、気象災害など、利用者に危険が及ぶと施設が判断したとき。
- (2)施設の修繕又は点検を実施するとき。

第10条(個人情報保護方針)

1. 個人情報の取扱いにあたって、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当サービスは、尾張一宮駅前ビル指定管理者 構成企業 株式会社アイ・シー・シーの個人情報保護方針に従い、名誉、その他第三者の権利を侵害することのないよう、利用者に関する情報の取扱いに充分配慮します。

第11条(反社会的勢力の排除)

当方は、利用者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味する。)であることが判明したときには、催告を要せず利用者に書面で通知することにより直ちに当サービスを将来に向かって解除することができる。

第12条(本利用規約等の改訂)

当方は、本利用規約及び施設内諸規則の改訂を行うことができます。改訂した本利用者規約及び施設内諸規則の効力は全利用者に及ぶものとします。

第13条(告知方法)

本利用規約における利用者への告知は、i-ビルホームページの掲載又は利用者から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第14条(管轄の合意)

本利用規約及び施設内諸規則に起因又は関連する紛争が生じたときは一宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

尾張一宮駅前ビル 指定管理者
トヨタエンタプライズ・アイシー共同事業体
2024年3月1日制定